

科目名 Course Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
介護総合演習Ⅲ Care Practice Support Ⅲ		1年	後期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格		履修上の制限
1単位	演習	選択	(介護福祉士養成課程 必修)	介護福祉士養成課程の学生のみ履修可
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目				
特になし				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
特になし				
担当者に関する情報				
氏名		研究室の場所	オフィスアワー	電話番号・メールアドレス
久保 由佳		福祉棟2F	月～金 (授業時間を除く)	授業中に指示します
授業の概要				
介護実習に向けて、要介護者・要支援者の生活背景について学習し、利用者理解につなげる。また、自立やQOL（Quality of Life）の視点を持ち、社会参加や余暇活動、レクリエーション活動等を通して、その人らしい生活を支える方法について学習する。				
授業の目標				
①その人らしい生活を支える余暇活動やレクリエーションの意義を説明できるようにする。 ②季節や行事に応じた壁飾りや絵カードを作成できるようにする。 ③現在に至るまでの出来事や文化等を調べ、要援助者の生きてきた時代がイメージできるようにする。 ④要援護者との話題が増えるようにする。 ⑤利用者の自立とQOL向上を目指し、個性を活かした余暇活動やレクリエーション活動を実施できるようにする。				
授業の方法				
講義や実習での体験から、社会参加や余暇活動、レクリエーション活動援助への具体的な方法について考える授業とする。要援助者の生活背景を調べたり、生活に彩りを添える壁面やカードを作成するなど、グループ演習を多く取り入れる。				
学習の成果（学習成果）				
要援護者の生活背景や現在の状況を踏まえて、季節や行事等の場面に応じた工夫をしながら、生活を豊かにするレクリエーション活動を企画、提案、実施することができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	ガイダンス（授業のねらいと進め方・成績評価の方法・演習時の注意など） 余暇生活・レクリエーションの意義と目的　　〔講義〕			
第2回目	生活とレクリエーション　〔講義〕 【レポート：入所および通所施設におけるレクリエーションについて、提出は次回授業時。】			
第3回目	施設におけるレクリエーション（行事など）　　〔講義〕			
第4回目	生活に彩りを添える①：壁面・カード作成　〔講義と演習〕			
第5回目	生活に彩りを添える②：壁面・カード作成　〔演習〕			
第6回目	生活に彩りを添える③：壁面・カード作成　〔演習〕			

第7回目	生活に彩りを添える④：壁面・カード作成　〔演習〕　＊発表会は別途連絡する。	
第8回目	要援助者の生活背景①　〔講義と演習〕	
第9回目	要援助者の生活背景②　〔演習〕	
第10回目	要援助者の生活背景③　〔演習〕　＊発表会は別途連絡する。	
第11回目	要援助者の生活背景④：流行歌からみる時代背景　〔演習〕	
第12回目	レクリエーション・ニーズ、レクリエーション援助のプロセス　〔講義〕	
第13回目	レクリエーション財の選択とアレンジ　〔講義と演習〕	
第14回目	レクリエーション活動の実際（介護予防・生きがい活動）　〔講義と演習〕	
第15回目	レクリエーション援助と社会資源の活用　〔講義〕	
成績評価の方法と基準		
評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度	50%	S評価は、①授業に集中し、必要なことをノートにとっている。②課題の提出期限を守っている。③演習に積極的に参加し、グループワークでは他学生の意見を聞いた上で、自分の考えを述べている。
レポート	10%	Sのレポートは、基礎実習Ⅰで体験した内容を領域ごとに挙げられていること。利用者の行動変容を記述できていること。余暇生活やレクリエーションに対する考えがまとめられていること。
調査報告書		
小テスト		
試験		
発表内容（態度含む）	20%	壁面・カードおよび歴史調べの発表内容を評価する。S評価は、声の大きさや言葉遣いが適切であること。分かりやすく、説得力のある発表であること。
その他	20%	壁面とカードの作品を評価する。評価表を用いて学生と教員で行い、①見た目 ②工夫点 ③テーマに合っているか ④楽しめるか等を視点に評価する。評価基準は、授業内で詳しく説明する。
教科書と参考図書		
新・介護福祉士養成講座　第6巻「生活支援技術Ⅰ」中央法規出版 必要に応じて資料を配布する。		
履修上の留意点・ルール		
グループ演習時は積極的に取り組むこと。また発表時は、他のグループからの学びも大切にすること。 飲食物や携帯電話等、教材以外のものは机上に置かない。やむを得ず欠席した場合には、速やかに届け出を提出すること。		